

事業概要

令和 7(2025)年8月

公益財団法人 板橋区産業振興公社

ま え が き

2025 年版 中小企業白書では、円安・物価高の継続や「金利のある世界」の到来による生産・投資コスト増、構造的な人手不足など、中小企業が直面する状況の厳しさを指摘する一方、地域コミュニティ・文化・課題解決の担い手として、中小企業への期待も示されています。

板橋区産業振興公社の令和7年度事業では、新たに「中小企業魅力向上支援包括補助事業」を創設し、企業の魅力発信を伴う人材獲得及び販路開拓を支援するとともに、「デジタル環境構築補助金」を拡充し生産性向上の支援を強化し、地域活性化の重要な担い手である地域産業の持続的な発展に寄与してまいります。

当公社は、区をはじめ関係諸団体・支援機関の皆様と連携し、個々の事業者が抱える課題や経営者の悩みに寄り添い、一緒にその解決に取り組む、細やかな伴走型のサポート支援に全力を尽くしてまいります。関係の皆様には引き続き一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年8月

公益財団法人 板橋区産業振興公社

理事長 坂 本 健

目 次

○ 令和6年度事業報告	ページ
1. 中小企業及び中小企業勤労者等の調査・研究・情報発信に関する事業	・・・ 2
2. 中小企業のための経営支援事業	・・・ 4
3. 中小企業及び中小企業勤労者等の人材確保・育成に関する事業	・・・ 9
4. 中小企業勤労者等のための勤労者福祉増進事業	・・・ 10
5. 信用保証に関する事業	・・・ 11
6. 他法人等から受託する事業	・・・ 12
7. その他公社の目的を達成するために必要な事業	・・・ 12
・ 勤労者福祉の増進に関する事業実行状況（別掲）	・・・ 13
・ 信用保証に関する事業実行状況（別掲）	・・・ 14
・ 会議等開催状況	・・・ 15
・ 附 属 明 細 書	・・・ 17
○ 令和6年度決算報告	
・ 正味財産増減計算書	・・・ 20
・ 貸 借 対 照 表	・・・ 23
・ 財務諸表に対する注記	・・・ 24
・ 附 属 明 細 書	・・・ 26
・ 財 産 目 録	・・・ 27
・ 監 査 結 果	・・・ 29
○ 令和7年度事業計画・収支予算	
・ 令和7年度事業計画	・・・ 32
・ 収 支 予 算 書	・・・ 38
〔資 料〕	
・ 公社組織図及び事務分掌	・・・ 42
・ 役 員 名 簿	・・・ 43
・ 評 議 員 名 簿	・・・ 44
・ 定 款	・・・ 45
・ 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程	・・・ 54
・ 令和6年度のトピックス	・・・ 58
・ 公社沿革	・・・ 58

事業報告

令和 6 年度

令和6年度 事業報告

※評価標語について

A<目標以上>：目標以上に事業を実施した事業

B<順調>：目標達成に向け順調に進捗し、事業の継続により目標達成が見込める事業

C<維持>：必ずしも上向き傾向ではないが、ある程度のレベルで進捗し、事業の継続により目標達成が期待できる事業

D<停滞>：目標に対して進展していない事業

1. 事業執行の状況

事業名	1 中小企業及び中小企業勤労者等の調査・研究・情報発信に関する事業		
事業区分 (定款)	1号事業 調査研究、情報発信に関する事業	R6事業費	15,833 千円
事業目的			
区内で事業展開する事業者や区民を対象に、産業情報を周知するとともに、国や都の調査のみでは把握が難しい板橋区域内の産業情報を収集し、地域を活性化させることを目的とする。			
(1)産業情報収集及び提供事業			15,833 千円
概要	①産業データベースの運用事業		事業費 975 千円
	企業情報の収集及び企業検索サイト「産業データベース」を運用		
	ア. 産業データベースの運用		
	実施内容	企業情報発信ページ登録件数：620件 戦略的情報発信ページ登録件数：4,263件、移転288件、廃業1,310件 企業情報発信ページ：登録増88件 戦略的情報発信ページ：登録増260件	
概要	②普及宣伝事業		事業費 14,858 千円
	中小企業の支援に関する情報及び区内企業の発信や、福利厚生事業等の普及促進を行う入会促進活動・広告掲載等を実施		
	ア. 「産業情報ニュース」、「サポートガイド」等の産業情報紙の発行		
	実施内容	「産業情報ニュース」（年1回発行）1月発行 7,300部 ハイライフいたばしのサービスメニューを紹介し、日帰りバスツアーや資格取得講座の利用者の声を掲載するとともに「やるね板橋」、「簡易型BCP策定支援事業」の周知を行った。 「サポートガイド」（年1回発行）3月発行 1,500部 公社の中小企業サポート事業を紹介するとともに産業振興課の事業、施設を紹介する冊子を作成した。	
	イ. SNSやホームページによる産業情報及び企業紹介の配信		
	実施内容	SNS；125件、ハイライフいたばしLINE：45件	
	ウ. Itabashi Quality製品展示の実施		
	実施内容	ハイライフプラザいたばし：7社、成増図書館：10社	

概要	エ. 魅力発信ガイド「やるね板橋」の活用	実施内容	WEBサイト及び冊子完成・リリース
	オ. 「ハイレイフいたばし」（共済ニュース）の発行	実施内容	7回発行
	カ. 専門紙への事業紹介等による周知活動	実施内容	日刊工業新聞に広告掲載（令和7年3月7日） 「やるね板橋」や4月に開催される展示会出展事業者の紹介を行った。
	キ. 入会促進活動の実施	実施内容	入会キャンペーン実施、広報いたばしへの記事掲載、SNSによる発信等
	ク. 広告掲載等による普及促進活動	実施内容	国際興業バス車内アナウンス広告、バス車内天刷り広告
評価	【短評】産業データベースの運用事業では、企業サポートコーディネーターによる巡回活動等により、新規登録件数は引き続き増加している。		
C	宣伝普及活動では、魅力発信ガイド「やるね板橋」制作を行い区内事業者27社と特集記事の取材行いWEBサイトのリリースや冊子の作成を行った。制作動画は展示会会場や区役所デジタルサイネージにて発信を行っている。また、産業情報ニュースでは、ハイレイフいたばしのサービスメニューを紹介するとともに、板橋区簡易型BCP策定事業の案内を行った。		
維持	ハイレイフいたばしに入会促進については、7月と1月に、新規加入者を紹介した方へQ U Oカードプレゼント、新規加入者の方へ入会金や最大3ヶ月の会費が無料になる入会キャンペーンを行ったが、会員数の減少傾向は続いている。		

事業名	2 中小企業のための経営支援事業		
事業区分 (定款)	2号事業 経営支援に関する事業	R6事業費	150,204 千円
	3号事業 取引拡大・交流推進に関する事業		
	4号事業 技術開発支援に関する事業		

事業目的

区内中小事業者や創業希望者を主な対象に、専門知識の習得や助成・補助等の支援を通じて、地域産業を振興し、地域を活性化することを目的とする。

(1)ハンズオン（伴走型支援）事業

30,497 千円

概要

①ビジネスサポート事業		事業費	30,306 千円
多様な経営課題を支援するため、個別課題に応じた専門家による相談を実施する。			
ア. 専門家派遣事業			
実施内容	派遣相談件数178件、社内研修7件（内訳：中小企業診断士69件、社会保険労務士21件、行政書士8件、弁理士1件、弁護士11件、司法書士1件、税理士7件、その他コンサルタント67件）		
イ. BCP策定支援事業			
実施内容	支援15社（新規策定8社、策定中3社、フォローアップ4社） 平成24年～ 延べ142社		
ウ. ビジネスチャンス開拓支援事業			
実施内容	支援回数 47回 ※一部有料 意欲的な事業展開のサポート		
エ. 産業デザイン支援事業			
実施内容	支援回数 71回 ホームページ・チラシ作成等支援		
オ. ワンストップ相談事業			
実施内容	相談件数 5,995件（巡回相談、電話相談、窓口相談、メール等） 斡旋件数 90件		

②テクニカルサポート事業		事業費	191 千円
概要	技術的課題の解決を支援するため、個別課題に応じた専門家による助言を実施する。		
	ア. 産学公連携アドバイザー事業		
	実施内容	相談件数 1件	
		理工系の大学教員による相談	
	イ. 医工連携アドバイザー事業		
	実施内容	相談件数 1件	
		医療機器産業参入に向けた相談	
	ウ. ソリューションスタッフ事業		
	実施内容	相談件数 10件	
技術課題解決のための専門家による相談			

評価	【短評】 専門家派遣事業では人材獲得に向けた就業規則の改正（社会保険労務士）や、助成金申請支援（中小企業診断士）、企業間トラブルの解決支援（弁護士）等を行った。また、BCP策定支援事業では板橋区簡易型BCP策定支援に向けた紹介セミナーを開催し簡易型BCP策定の模擬体験を併せて実施した。
C	企業の技術的な課題解決のため専門家による派遣相談を実施するテクニカルサポート事業は相談件数が減少しているが、事業者のニーズへのきめ細かい支援の一つとして、引き続き事業周知・活用促進に努めていく。
維持	ワンストップ相談事業については、企業サポートコーディネーターの斡旋から7件の取引成立に繋がった。今後も区内事業者のマッチングを支援していく。

(2)助成・補助事業

87,126 千円

①新製品・新技術開発支援事業		事業費	14,559 千円
概要	企業の技術革新・技術開発等を支援するための助成・補助事業を実施する。		
	ア. 開発チャレンジ補助金		
	実施内容	上限300万円 申請 12件 採択 6件 交付 6件	
	イ. 産学公連携開発支援事業助成金		
	実施内容	上限150万円 申請 0件 交付 1件	
	ウ. 公設試験研究機関等利用助成金		
	実施内容	上限10万円 申請 5件 交付 5件	
エ. 医療機器製造業等登録手数料補助金			
実施内容	上限10万円 申請 1件 交付 1件		

概要	②持続化支援事業		事業費	20,449 千円
	企業の持続化を支援するための助成・補助事業を実施する。			
	ア. 展示会等出展支援助成金			
	実施内容	上限20万円 申請21件 交付20件		
	イ. 販売促進・営業活動促進支援助成金			
	実施内容	営業活動促進事業助成金 上限20万円 申請127件（うちECサイト10件） 交付117件（うちECサイト10件） ECサイト専門家派遣19件 クラウドファンディング活用支援事業助成金 上限20～50万円 専門家派遣12件 申請8件 交付8件		

③経営基盤強化支援事業		事業費	51,739 千円
概要	企業の技術革新・技術開発等を支援するための助成・補助事業を実施する。		
	ア. 権利認証取得補助金		
	実施内容	上限20万円、特許権4件、実用新案1件、意匠権2件、商標権4件	
	イ. ビジネス環境適応事業助成金		
	実施内容	上限50万円 申請 40件 交付 39件	
	ウ. デジタル環境構築補助金		
	実施内容	上限500万円 申請 28件 採択 13件（うち中止 1件） 交付 12件	
	エ. 人財育成支援事業助成金【新規】		
実施内容	上限10万円 申請 38件 交付 36件		

④企業間連携促進事業		事業費	198 千円
概要	企業間の連携促進を支援するための助成・補助事業を実施する。		
	ア. 魅力ある個店の連携支援補助金		
	実施内容	上限50～100万円 申請4件 交付3件	

⑤助成・補助事業諸経費		事業費	181 千円
	実施内容	助成・補助事業の共通経費	

評価 B 順調	【短評】持続化支援事業の展示会等出展支援助成金については昨年度に引き続き見込上限申請数に達しており、引き続き展示会への出展意欲の高さがうかがえた。
	販売促進・営業活動促進支援助成金は令和2年度から実施しているが、現状でも新規の申請事業者数が6割超となっており、引き続きニーズが高い。令和7年度からは、「中小企業魅力向上支援包括補助事業」として両支援を拡大していく。
	経営基盤強化支援事業では、本年度新規事業として実施した人財育成支援事業は、各種技術講習や建築関連の資格取得など、概ね好評であった。また、デジタル環境構築補助金は予定を上回る申込があり、中小企業者にもDXの導入・活用が浸透してきている状況である。デジタル技術活用による生産性向上・業務効率化・収益力向上のニーズに応えるため令和7年度は予算を増額し、より多くの支援に繋げていく。

(3)販路開拓支援事業

32,581 千円

①連携イノベーション支援事業		事業費	2,164 千円
概要	企業間の連携を促進する事業を実施する。		※有料（初回セミナーのみ無料）
	ア. 魅力ある個店の創出・発掘セミナー		
	実施内容	無料セミナー 令和6年6月28日開催 79名受講	
		参加型連続講座 令和6年7月から12月の間で5日間実施 31名受講 個別相談 4日間16件実施	

概要

②専門展示会等出展事業		事業費	27,335 千円
区内企業の特徴ある製品・商品・技術等を国内外に周知するために展示会等に出展する。※有料			
ア. ものづくり専門展示会			
実施内容	第29回機械要素技術展 開催日：令和6年6月19日～21日 会場：東京ビッグサイト 出展社数：区内企業9社		
イ. 光学系展示会			
実施内容	OPIE'24 開催日：令和6年 4 月24日～26日 会場：パシフィコ横浜 出展社数：区内企業8社		
ウ. BtoC専門展示会			
実施内容	第99回東京インターナショナルギフト・ショー春 2025 開催日：令和7年2月12日～14日 会場：東京ビッグサイト 出展社数：区内企業7社		
エ. 医療系専門展示会			
実施内容	Medtec Japan 2024 開催日：令和6年 4 月17日～19日 会場：東京ビッグサイト 出展社数：区内企業 7 社		
オ. 新産業分野展示会			
実施内容	第6回脱炭素経営EXPO春 開催日：令和7年 2 月19日～2月21日 会場：東京ビッグサイト 出展社数：区内企業5社（他プレゼンテーションのみ実施：区内企業 1 社）		

③商談会事業		事業費	2,309 千円
概要	区内企業を主な対象とした商談会を実施する。		
	ア. ものづくり企業商談会		
	実施内容	開催日：令和6年10月17日 会場：北とぴあ 参加企業数：84社（発注29社・受注55社、うち区内企業21社） 商談件数：164件	

④交流促進事業		事業費	773 千円
概要	新ビジネス・イノベーション創出を支援するための交流促進事業を実施する。		
	ア. 交流会事業		
	実施内容	東京都・板橋区医工連携交流会 開催日：令和7年1月27日 オンライン開催 視聴者 92人 DX推進工場見学交流会 開催日：令和7年1月23日 参加者17人	

評価	【短評】連携イノベーション支援事業については、今年度からSNSを活用し、講義外の受講生の取組内容を共有するなど、受講生同士のつながりを持つ機会を強化した。
B	専門展示会等出展支援については、出展事業者の販路拡大はもとより、板橋区産業振興施策の紹介コーナーを設置し、やるね板橋のPVを流す等、板橋産業のブランド強化にも取り組んだ。
順調	「Medtec Japan」の来場者は前年度比2割増と、医工分野の効果的な商談・交流の機会となっている。また、北区と共催するものづくり企業商談会は、一対一の商談が行える機会として参加企業から好評を博している。
	今年度、新たに実施した「DX推進工場見学交流会」は実際のDX導入事例の見学が有意義だったとの意見が多く、デジタル・DX導入の効果的な支援の一助としての活用も検討していく。

事業名	3 中小企業及び中小企業勤労者等の人材確保・育成に関する事業		
事業区分 (定款)	5号事業 人材の確保・育成に関する事業	R6事業費	2,881 千円
事業目的			
区内在住・在勤・在学の勤労者や経営者等を対象とした人材育成や中小企業の課題解決等を支援する事業を実施する。			
(1)人材確保・育成支援事業			2,881 千円
概要	①創業支援事業		事業費 1,082 千円
	区内で創業予定または創業間もない事業者を対象としたセミナーを実施す ※有料		
	ア. 実践型創業マスタースクール		
	実施内容	5・7・9・11・2月実施 各4科目（経営＋財務＋人材育成＋販路開拓）＋交流会 延べ25コマ・502人受講・受講認定101人	
概要	②勤労者能力開発事業		事業費 1,470 千円
	区内在住・在勤・在学の勤労者等を対象としたキャリアアップ講座を実施する。 ※有料		
	ア. 宅地建物取引士講座		
	実施内容	令和6年5月15日～9月25日毎週水曜日 20回 受講者：28名	
	イ. ファイナンシャルプランナー 3 級講座		
	実施内容	令和6年6月5日～8月7日毎週水曜日 10回 受講者：43名	
	ウ. 日商簿記 3 級講座		
実施内容	令和6年8月21日～11月6日毎週水曜日 12回 受講者：25名		
エ. ITパスポート講座			
実施内容	令和6年10月9日～12月11日毎週水曜日 10回 受講者：14名		
概要	③ビジネスセミナー		事業費 329 千円
	中小企業の課題解決等を支援するセミナーや講座を実施する。		
	ア. 各種セミナー①売上UP及び集客UPのための写真撮影セミナー		
	実施内容	令和7年1月16日・23日 開催 参加者：28名	
	イ. 各種セミナー②業務効率化セミナー		
	実施内容	令和6年10月16日開催 参加者：21名	
	ウ. 各種セミナー③板橋区簡易型BCP紹介セミナー		
実施内容	令和6年9月17日開催、会場：企業活性化センター、受講者：14名		
エ. 各種セミナー④ここからはじめる創業入門セミナー			
実施内容	令和7年3月12日開催（動画配信）		
オ. 各種セミナー⑤補助金解説オンラインセミナー			
実施内容	令和7年3月18開催、申込者：120名		
評価	【短評】創業支援事業では、区内で創業・起業を検討中の方に対し、創業に必要とされる4分野について連続講座と交流会を5回開催した。各回とも定員を上回る申し込みがあった。		
B	勤労者能力開発事業では、従業員のスキルアップにつながり安定した需要のある4つの講座を開催した。ファイナンシャルプランナー3級講座は、希望者が多かったため今年度定員を増やし、受講者の増加に繋がった。今後も社会の動きや参加者の状況を踏まえ、講座内容や定員を検討し開催したい。		
順調	ビジネスセミナーでは、売上UP及び集客UPのための写真撮影セミナーでプロカメラマンから売上げや集客につながる写真の撮影方法と活用方法について、実践を含め2日間セミナーを開催し好評を博した。		

事業名	4 中小企業勤労者等のための勤労者福祉増進事業		
事業区分 (定款)	6号事業 勤労者福祉の増進に関する事業	R6事業費	66,259 千円

事業目的

区内在住・在勤の勤労者等の経営基盤の確立・生活安定の支援を目的とし、低利な融資斡旋事業や指定店事業を実施する。

(1)勤労者福利共済事業（公益目的事業）

59,995 千円

①生活安定事業		事業費	0 千円
概 要	生活安定を目的とした各種事業を実施する。		
	ア. 融資斡旋事業		
	実施内容	中央労働金庫	
	イ. 指定店事業		
	実施内容	登録店舗の割引利用	

②健康維持増進事業		事業費	1,722 千円
概要	健康増進を目的とした各種事業を実施する。		
	ア. 健康・スポーツ施設利用事業		
	実施内容	日帰り温泉施設等利用補助、人間ドック利用補助等	

③余暇活動に関する事業		事業費	58,273 千円
概要	余暇活動を推進する各種事業を実施する。		
	ア. 自己啓発事業		
	実施内容	キャリアスクール・各種講座補助	
	イ. 宿泊施設利用事業		
	実施内容	契約旅行会社宿泊補助	
	ウ. 文化教養活動事業		
	実施内容	板橋区文化国際交流財団事業利用補助券	
	エ. 遊園施設等利用事業		
	実施内容	レジャー施設利用補助券、スパ施設利用割引等	
	オ. チケット割引斡旋事業		
	実施内容	映画券、食事券等割引斡旋	
	カ. レクリエーション事業		
	実施内容	日帰りバスツアー、区内農家の野菜の収穫体験等	

(2)給付事業（他3事業）

6,264 千円

①給付事業		事業費	6,264 千円
概要	生活安定事業の一環として慶弔給付金等を支給する。		
	ア. 各種祝い金等		
	実施内容	祝金:335件 見舞金:87件 死亡弔慰金:118件 予防接種給付金:529件	

評価	【短評】物価高を意識し、区内協力店舗で買物ができる「ハイライフいたばし買物券」や格安バスツアーなど充実を図っており、また、新たにインフルエンザ予防接種に対する補助事業も開始した。今後も、事業内容に新たな企画を取り入れ魅力向上を図っていく。令和7年3月末の事業所数は1,747事業所、会員は5,689人で減少傾向が継続しており、認知度向上を図りつつ、会員の拡大を目指していきたい。
C	
維持	

※勤労者福利共済事業関する実行状況については、13ページに別掲する。

事業名	5 信用保証に関する事業		
事業区分 (定款)	7号事業 信用保証に関する事業	R6事業費	2,638 千円

事業目的

平成16年3月まで実施していた板橋区斡旋の融資に対する信用保証について、債務保証等を行うことで中小企業の支援を行う。

(1)信用保証事業

2,638 千円

①信用保証		事業費	2,638 千円
概要	中小企業融資の保証債務及び求償権債権の管理を行う。		
	ア. 求償権債権等の回収業務		
	実施内容	88件 求償権回収金 1,411,250円	
	イ. 信用保証条件の変更・保証債務の代位弁済		
	実施内容	条件変更8回 信用保証料収入 91,069円	

評価	【短評】信用保証に関する事業では、公社経営計画に基づき引続き債務者の個別事情に応じた債権回収を進めた。債権等の回収業務による収益が徐々に縮小していくことから、当該業務に係る経費の削減に務めている。信用保証業務では、返済方法の条件変更の実施の際に保証債務の早期返済・保証終了をめざすための取組の実施を所管する金融機関に対して働きかけた。
C	
維持	

※信用保証に関する事業実行状況については、14ページに別掲する。

事業名	6 他法人等から受託する事業		
事業区分 (定款)	8号事業 他法人等から受託する事業	R6事業費	8,890 千円
事業目的			
勤労者福利厚生事業の受付業務と区立ハイレライフプラザの貸館手続業務を併せて実施することで業務の効率化を図る。			
(1)板橋区立ハイレライフプラザの受付受託事業		8,890 千円	
①窓口業務		事業費	8,890 千円
概要	産業活動を担う勤労者の福利向上に寄与するため施設の管理運営を行う。		
	ア. 窓口受託事業		
	実施内容	ハイレライフプラザ施設利用受付業務	
【参考】区立ハイレライフプラザ利用実績			
区 分		回 数	人 員
ホール		2,115	96,963
会議室		561	9,623
合 計		2,676	106,586
評価	【短評】板橋区から受託した施設の利用受付業務などを円滑に実施した。		
C			
維持			

事業名	7 その他公社の目的を達成するために必要な事業		
事業区分 (定款)	9号事業 その他必要な事業	R6事業費	— 千円
事業目的			
その他必要な事業を実施することで、地域産業の活性化に寄与する。			
(1)他団体主催事業への後援・協賛			
①他団体への協力		事業費	— 千円
概要	区内産業団体等の主催事業に協力し、事業目的の達成を側面支援する。		
	ア. 各種事業後援等		
	実施内容	産業団体の各種事業後援 等 後援3件	
評価	【短評】 その他公社の目的を達成するために必要な事業では、「第18回板橋青年優秀技能者・技術者表彰」や「事業と暮らしの無料相談会」の開催における後援名義依頼があった。区内事業者の活性化を目的とし産業振興に寄与する内容の事業であり、盛況であった。		
C			
維持			

勤労者福祉の増進に関する事業実行状況(別掲)

(1) 加入状況

時 期	事業所数	加入者数
発 足 時(S60.8.1)	401 所	2,008 人
最 大 時(H6.3.31)	3,998 所	10,867 人
令和6年3月末日	1,829 所	5,871 人
令和7年3月末日	1,747 所	5,689 人

※ 令和6年度中の入・退会 入会 49 所 (466 人)、退会 131 所 (648 人)

(2) 会費等の収入

内 容	金額 (円)	延人数 (人)	月平均 (人)
会費等 計	34,491,800	—	—
入会金 (加入時に 200 円)	67,800	339	28
会 費 (月額 500 円)	34,424,000	68,848	5,737

(3) 事業実績

事 業 名	利用件数 (件)	支出金額 (円)	収入金額 (円)
給付事業 (各種祝金等)	1,069	6,264,000	—
福利厚生事業 計	29,476	59,995,945	37,832,900
宿泊施設 指定宿泊補助等	839	2,517,000	—
リソル ライフサポート倶楽部	265	1,536,600	—
レジャー 遊園地等 1 日フリーパス券割引等	3,099	2,957,658	—
健康・スポーツ 人間ドック利用補助 スキーリフト補助等	1,752	963,800	—
その他補助 文化会館主催事業補助 食事券、ローソンチケット等	1,509	1,215,525	—
あっせん事業 スポーツ観戦チケット割引 美術館、展示会チケット割引等	12,127	45,406,528	37,420,100
主催事業 バスツアー、ライフアップセミナー等	9,885	5,398,834	412,800
雑収入 会員カード再発行・手数料等	229	—	62,410
事業費 合計	30,774	66,259,945	37,895,310
広報費 共済ニュース (7 回) 利用ガイド (隔年) その他各種広報	(会員に配布)	6,153,038	—

信用保証に関する事業実行状況(別掲)

(1) 保証債務残高 8件 10,374,000 円

(2) 条件変更実行状況

返済方法の変更 8件

(3) 信用保証料状況

収入額 91,609 円 保証料収入総額 2,303,531,553 円

(4) 当該年度代位弁済状況

なし

(5) 代位弁済額・求償権回収状況

(単位：円)

	代位弁済				求償権回収金	
	代位弁済額		総額		回収金額	総額
	件数	金額	件数	金額		
令和2年度	0	0	2,034	4,132,966,675	12,779,352	1,664,833,655
令和3年度	0	0	2,034	4,132,966,675	3,348,916	1,668,182,571
令和4年度	0	0	2,034	4,132,966,675	7,000,478	1,675,183,049
令和5年度	0	0	2,034	4,132,966,675	2,097,404	1,677,280,453
令和6年度	0	0	2,034	4,132,966,675	1,411,250	1,678,691,703

(6) 求償債権償却

(単位：円)

	令和6年度		令和5年度	
	件数	償却額	件数	償却額
① 破産宣告等法的手続開始	0	0	0	0
① 死亡・失そう・行方不明等	0	0	0	0
② 事業再起不能	0	0	0	0
(③うち、一括弁済による債務免除)	(0)	0	(0)	0
合 計	0	0	0	0

(7) 代位弁済債権(求償債権)の管理状況

代位弁済額総額(昭和52年～令和6年度) 2,034件 4,132,966,675円			
回収金 1,678,691,703円	管理停止 1,261件 2,434,452,977円	管理中の債権 10件 19,821,995円	
		償却管理求償債権 4件 8,569,707円	通常管理求償債権 6件 11,252,288円

会議等開催状況

理事会

年月日	議 題	結 果
令和 6 年第 2 回 R6.6.10	1. 令和 5 年度事業報告及び決算報告 2. 令和 6 年第 2 回評議員会の招集について 3. 理事候補者の選任案について 4. 代表理事（理事長）の選定について 5. 評議員候補者の推薦について 6. 評議員選定委員会委員の選任について 7. 勤労者福利共済事業運営協議会委員の選任について 8. 事業報告等に係る提出書類について	可 決
	1. 職務執行状況の報告 2. 評議員会報告 3. 特定費用準備資金の活用実績について 4. 魅力発信ガイド「やるね板橋 DX 事業」について	報 告
令和 6 年第 3 回 R6.8.19	1. 令和 6 年第 3 回評議員会の招集について 2. 理事候補者の選任案について	書面による決議
令和 6 年第 4 回 R6.11.29	1. 公社ホームページの全面改修事業について	可 決
	1. 令和 6 年度職務執行状況の報告について 2. 令和 6 年度予算執行状況及び執行見込みについて 3. 令和 7 年度実施事業について 4. 評議委会報告について	報 告
令和 7 年第 1 回 R7.2.17	1. 令和 7 年度事業計画 2. 令和 7 年度収支予算 3. 令和 7 年度資金調達及び設備投資の見込みについて 4. 役員等賠償責任保険契約締結及び内容について 5. 令和 7 年第 1 回評議員会の招集について	可 決
	1. 板橋区勤労者福利共済事業について 2. 特定費用準備資金の内訳変更について 3. 公社職員の採用について 4. 基本財産の運用に伴う債券の購入について	報 告
令和 7 年第 2 回 R7.3.24	1. 新事務局長の任命について	書面による決議

評議員会

年月日	議 題	結 果
令和 6 年第 2 回 R6.6.27	1. 理事の選任について 2. 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書） および財産目録の承認について	可 決
	1. 令和 6 年第 2 回理事会について 2. 令和 5 年度事業報告及び決算報告 3. 評議員選定委員会の開催及び議決内容について 4. 魅力発信ガイド「やるね板橋 DX 事業」について	報 告
令和 6 年第 3 回 R6.8.28	1. 理事の選任について	書面による決議
令和 7 年第 1 回 R7.3.13	1. 令和 7 年第 1 回理事会について 2. 令和 7 年度事業計画 3. 令和 7 年度収支予算 4. 令和 7 年度資金調達及び設備投資の見込みについて 5. 板橋区勤労者福利共済事業について 6. 役員等賠償責任保険契約締結及び内容について 7. 特定費用準備資金の内容変更について 8. 公社職員の採用計画等について 9. 基本財産の運用に伴う債券の購入について	報 告

評議員選定委員会

年月日	議 題	結 果
R6.6.13.	1. 議長の互選について 2. 評議員の選任について	選 出 選 任

勤労者福利共済事業運営協議会

年月日	議 題	備 考
R6.6.13	1. 令和 5 年度勤労者福利共済事業実績報告 2. 令和 6 年度勤労者福利共済事業計画	
R7.1.31	1. 令和 6 年度勤労者福利共済事業実施状況 2. 令和 7 年度勤労者福利共済事業計画（案） 3. 宿泊補助に関する契約旅行代理店の追加募集について	

監事による監査

年月日	監査事項	結 果
R6.5.21	1. 令和 5 年度の業務執行 2. 令和 5 年度の収支決算	承 認

区財政援助団体監査

年月日	監査事項	備 考
R6.9.5	1. 区補助金（令和 5 年度分）に関する監査	

附 属 明 細 書

公益財団法人板橋区産業振興公社定款第10条に基づく事業報告の附属明細書については、事業報告において詳細に説明しているため省略する。

決 算 報 告

令和 6 年度

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	9,520,620	9,709,029	△ 188,409
基本財産受取利息	9,520,620	9,709,029	△ 188,409
特定資産運用益	14,695	8,522	6,173
特定資産受取利息	14,695	8,522	6,173
事業収益	93,104,529	92,253,939	850,590
受取入会金	67,800	59,200	8,600
受取会費	34,424,000	35,843,500	△ 1,419,500
ハンズオン（伴走型支援）事業収益	20,000	10,000	10,000
販路開拓支援事業収益	6,660,910	6,542,000	118,910
人材確保・育成支援事業収益	2,744,000	2,660,000	84,000
福利厚生事業収益	37,895,310	35,880,285	2,015,025
受託事業収益	8,889,650	7,811,704	1,077,946
信用保証料収益	91,609	99,846	△ 8,237
求償権回収収益	831,650	1,480,858	△ 649,208
求償権償却準備金戻入益	579,600	616,546	△ 36,946
代位弁済支払準備金戻入益	900,000	1,250,000	△ 350,000
受取補助金等	226,454,197	209,671,508	16,782,689
受取区補助金	226,454,197	209,671,508	16,782,689
受取寄付金	10,000	0	10,000
受取寄付金	10,000	0	10,000
為替差益	0	4,460,063	△ 4,460,063
為替差益	0	4,460,063	△ 4,460,063
雑収益	3,659,796	3,615,183	44,613
受取利息	2,025,411	1,930,337	95,074
雑収益	1,634,385	1,684,846	△ 50,461
経常収益計	332,763,837	319,718,244	13,045,593
(2) 経常費用			
事業費	319,787,070	297,521,785	22,265,285
給料手当	45,905,942	39,360,967	6,544,975
退職給付費用	511,272	422,400	88,872

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
福利厚生費	15,772,001	14,550,039	1,221,962
会議費	9,937	9,878	59
旅費交通費	2,108,051	1,938,236	169,815
通信運搬費	2,640,607	2,492,978	147,629
減価償却費	4,416,620	4,416,620	0
備品費	138,600	0	138,600
消耗品費	1,116,906	1,043,715	73,191
印刷製本費	1,395,129	2,212,823	△ 817,694
賃借料	1,596,595	1,341,952	254,643
諸謝金	1,115,200	1,718,500	△ 603,300
租税公課	843,750	816,000	27,750
支払負担金	15,163,400	13,943,500	1,219,900
支払助成金	83,312,890	74,827,000	8,485,890
委託費	67,735,837	67,224,456	511,381
新聞図書費	127,200	168,300	△ 41,100
支払手数料	952,356	734,059	218,297
広報費	7,857,907	7,173,867	684,040
主催事業費	59,995,945	55,968,073	4,027,872
給付金	6,264,000	6,305,000	△ 41,000
支払利息	282,798	334,477	△ 51,679
雑費	524,127	518,945	5,182
管理費	17,610,415	15,434,908	2,175,507
役員報酬	310,000	320,000	△ 10,000
給料手当	7,304,771	2,620,235	4,684,536
退職給付費用	152,808	37,600	115,208
福利厚生費	2,114,625	1,795,535	319,090
研修費	16,500	27,500	△ 11,000
会議費	52,626	40,000	12,626
旅費交通費	248,741	98,015	150,726
通信運搬費	126,922	153,984	△ 27,062
減価償却費	216,575	216,575	0
備品費	26,400	0	26,400
消耗品費	59,064	59,904	△ 840
印刷製本費	27,806	21,813	5,993
賃借料	1,525,303	1,101,810	423,493
保険料	151,170	167,000	△ 15,830

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
租税公課	7,200	9,050	△ 1,850
支払負担金	64,000	64,000	0
委託費	2,137,910	7,119,053	△ 4,981,143
新聞図書費	72,000	72,000	0
支払手数料	334,237	1,389,904	△ 1,055,667
広報費	282,832	56,100	226,732
支払利息	17,123	23,055	△ 5,932
為替差損	2,320,027	0	2,320,027
雑費	41,775	41,775	0
経常費用計	337,397,485	312,956,693	24,440,792
当期経常増減額	△ 4,633,648	6,761,551	△ 11,395,199
当期一般正味財産増減額	△ 4,633,648	6,761,551	△ 11,395,199
一般正味財産期首残高	639,104,175	632,342,624	6,761,551
一般正味財産期末残高	634,470,527	639,104,175	△ 4,633,648
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	3,808,248	3,883,612	△ 75,364
基本財産受取利息	3,808,248	3,883,612	△ 75,364
一般正味財産への振替額	△ 3,808,248	△ 3,883,612	75,364
一般正味財産への振替額	△ 3,808,248	△ 3,883,612	75,364
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	238,360,000	238,360,000	0
指定正味財産期末残高	238,360,000	238,360,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	872,830,527	877,464,175	△ 4,633,648

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	212,185,590	200,131,572	12,054,018
未収金	756,162	681,843	74,319
前払金	3,398,905	2,034,870	1,364,035
棚卸資産	3,175,300	3,280,650	△ 105,350
流動資産合計	219,515,957	206,128,935	13,387,022
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産有価証券	595,462,505	594,877,885	584,620
基本財産普通預金	4,537,495	5,122,115	△ 584,620
基本財産合計	600,000,000	600,000,000	0
(2) 特定資産			
代位弁済準備積立預金	10,350,000	11,250,000	△ 900,000
共済事業引当預金	13,500,000	13,500,000	0
供託金積立預金	10,000,000	10,000,000	0
公社DX推進費用積立資産	11,459,000	11,971,000	△ 512,000
特定資産合計	45,309,000	46,721,000	△ 1,412,000
(3) その他固定資産			
什器備品	627,203	715,814	△ 88,611
リース資産	13,633,752	18,178,336	△ 4,544,584
求償権	4,290,689	4,870,289	△ 579,600
保証債務見返	10,374,000	11,276,000	△ 902,000
投資有価証券	57,080,340	59,348,500	△ 2,268,160
長期前払費用	1,667,160	2,222,880	△ 555,720
その他固定資産合計	87,673,144	96,611,819	△ 8,938,675
固定資産合計	732,982,144	743,332,819	△ 10,350,675
資 産 合 計	952,498,101	949,461,754	3,036,347
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	36,056,527	20,689,489	15,367,038
前受金	3,707,000	4,026,000	△ 319,000
預り金	282,112	494,028	△ 211,916
短期リース債務	4,538,647	4,457,227	81,420
未払消費税等	453,200	780,500	△ 327,300
流動負債合計	45,037,486	30,447,244	14,590,242
2. 固定負債			
代位弁済支払準備金	10,350,000	11,250,000	△ 900,000
求償権償却準備金	4,290,689	4,870,289	△ 579,600
保証債務	10,374,000	11,276,000	△ 902,000
長期リース債務	9,615,399	14,154,046	△ 4,538,647
固定負債合計	34,630,088	41,550,335	△ 6,920,247
負 債 合 計	79,667,574	71,997,579	7,669,995
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
出捐金	200,000,000	200,000,000	0
民間寄付金	38,360,000	38,360,000	0
指定正味財産合計	238,360,000	238,360,000	0
(うち基本財産への充当額)	(238,360,000)	(238,360,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	634,470,527	639,104,175	△ 4,633,648
(うち基本財産への充当額)	(361,640,000)	(361,640,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(34,959,000)	(35,471,000)	(△ 512,000)
正味財産合計	872,830,527	877,464,175	△ 4,633,648
負債及び正味財産合計	952,498,101	949,461,754	3,036,347

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法について

満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)を採用している。

(2) 準備金の計上基準について

ア. 代位弁済支払準備金

代位弁済に充当するための積立預金を代位弁済支払準備金として計上する。

イ. 求償権償却準備金

積立方式は、期末における洗い替え方式による。当年度の求償権残高に3分の1、前年度の残高に3分の2、前々年度以前分残高に3分の3をそれぞれ乗じた額の合計額を準備金として計上する。

求償権償却準備金

(単位：円)

年度	求償権残高	償却金準備率	求償権償却準備金
令和6年度	0	1/3	0
令和5年度	0	2/3	0
令和4年度以前	4,290,689	3/3	4,290,689
小 計	4,290,689		4,290,689

(3) 固定資産の減価償却方法について

什器備品・・・定額法によっている。

無形固定資産・・・定額法によっている。

(4) リース取引の処理方法について

所有権移転ファイナンスリース取引（福利共済システム）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンスリース取引（一契約当たり300万円超）

売買処理に準じた会計処理により、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産有価証券	594,877,885	100,584,620	100,000,000	595,462,505
基本財産普通預金	5,122,115	100,000,000	100,584,620	4,537,495
小 計	600,000,000	200,584,620	200,584,620	600,000,000
特定資産				
代位弁済準備積立預金	11,250,000		900,000	10,350,000
共済事業引当預金	13,500,000			13,500,000
供託金積立預金	10,000,000			10,000,000
公社DX推進費用積立資産	11,971,000		512,000	11,459,000
小 計	46,721,000	0	1,412,000	45,309,000
合 計	646,721,000	200,584,620	201,996,620	645,309,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
基本財産有価証券	595,462,505	(238,360,000)	(357,102,505)	()
基本財産普通預金	4,537,495	()	(4,537,495)	()
小 計	600,000,000	(238,360,000)	(361,640,000)	(0)
特定資産				
代位弁済準備積立預金	10,350,000	()	()	(10,350,000)
共済事業引当預金	13,500,000	()	(13,500,000)	()
供託金積立預金	10,000,000	()	(10,000,000)	()
公社DX推進費用積立資産	11,459,000	()	(11,459,000)	()
小 計	45,309,000	(0)	(34,959,000)	(10,350,000)
合 計	645,309,000	(238,360,000)	(396,599,000)	(10,350,000)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	4,028,962	3,401,759	627,203
リース資産	22,722,920	9,089,168	13,633,752
合計	26,751,882	12,490,927	14,260,955

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
基本財産			
第10回 利付国債 (30年)	96,050,460	98,620,000	2,569,540
政府保証第174回 日本高速道路保有債務返済機構債券	99,748,180	102,270,000	2,521,820
政府保証第178回 日本高速道路保有債務返済機構債券	99,827,890	102,420,000	2,592,110
第146回 福岡北九州高速道路債券	99,960,550	98,420,000	△ 1,540,550
共同発行市場公募地方債	99,875,425	93,220,000	△ 6,655,425
東京電力パワーグリッド社債	100,000,000	97,630,000	△ 2,370,000
小計	595,462,505	592,580,000	△ 2,882,505
その他固定資産			
投資有価証券			
第10回 利付国債 (30年)	10,085,340	10,355,100	269,760
東京グリーンボンド(外貨)	46,985,000	46,233,240	△ 751,760
小計	57,070,340	56,588,340	△ 482,000
合計	652,532,845	649,168,340	△ 3,364,505

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
区補助金収入	板橋区	0	226,454,197	226,454,197	0	一般正味財産
合計		0	226,454,197	226,454,197	0	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	金額
経常収益への振替額	
基本財産有価証券受取利息の振替額	3,574,400
基本財産有価証券償却原価法による差額の振替額	233,848
合 計	3,808,248

基本財産有価証券受取利息への振替額及び基本財産有価証券償却原価法による差額の振替額については、基本財産600,000,000円の受取利息のうち、指定正味財産238,360,000円(基本財産総額の約40%相当分)に相当する額を按分して振り替えるものとする。

附 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細について、財務諸表の注記2「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しているため、記載を省略している。

財産目録

令和7年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金			
	現金	板橋区情報処理センター保管	手許資金として使用している。	50,000
		ハイライフプラザいたばし保管	手許資金として使用している。	340,000
	普通預金	みずほ銀行 板橋支店 (事務費)	運転資金口座として使用している。	16,596,431
		東京信用金庫 板橋支店 (事務費)	運転資金口座として使用している。	19,837,414
		みずほ銀行 板橋支店 (共通口座)	運転資金口座として使用している。	8,598,241
		ゆうちょ銀行	郵便振替口座として使用している。	23,000
		みずほ銀行 板橋支店 (事業費)	勤労者福祉事業(公益目的事業)等に関する口座として使用している。	7,152,042
		きらぼし銀行 板橋支店 (事業費)	勤労者福祉事業(公益目的事業)等に関する口座として使用している。	95,863,635
		きらぼし銀行 板橋支店 (管理費)	勤労者福祉事業(公益目的事業)等に関する口座として使用している。	5,429,858
		みずほ銀行 板橋支店 (回収金)	信用保証事業(他2事業)に関する口座として使用している。	3,138,737
		みずほ銀行 板橋支店 (保証料)	信用保証事業(他2事業)に関する口座として使用している。	3,329,424
		ゆうちょ銀行 (回収金)	信用保証事業(他2事業)に関する口座として使用している。	2,069,251
	定期預金	西京信用金庫 大山支店	運転資金口座として使用している。	107,557
		東京信用金庫 板橋支店	運転資金口座として使用している。	19,650,000
		巢鴨信用金庫 板橋支店	運転資金口座として使用している。	10,000,000
		西京信用金庫 大山支店	運転資金口座として使用している。	20,000,000
	未収金	板橋区	受託事業(他1事業)に関する未収金である。	756,162
	前払金		公益目的事業他	3,398,905
	棚卸資産		公益目的事業	3,175,300
流動資産合計				219,515,957
(固定資産)				
基本財産	有価証券	第10回 利付国債 (30年)	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	96,050,460
		政府保証第174回 日本高速道路保有債務返済機構債券	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	99,748,180
		政府保証第178回 日本高速道路保有債務返済機構債券	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	99,827,890
		第146回 福岡北九州高速道路債券	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	99,960,550
		共同発行市場公募地方債	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	99,875,425
		東京電力パワーグリッド社債	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	100,000,000
	普通預金	巢鴨信用金庫 板橋支店	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	4,537,495
特定資産	代位弁済準備積立預金	西京信用金庫 大山支店 定期預金	代位弁済(他2事業)のための財源として使用している。	10,000,000
		東京信用金庫 板橋支店 定期預金	代位弁済(他2事業)のための財源として使用している。	350,000
	共済事業引当預金	東京信用金庫 板橋支店 定期預金	公益目的事業等(共済事業)のための財源として使用している。	13,500,000
	供託金積立預金	みずほ銀行 板橋支店 普通預金	供託金(他2事業)のための財源として使用している。	10,000,000
	公社DX推進費用積立資産	東京信用金庫 板橋支店 普通預金	各種システム改修・保守費用に備えるための特定費用準備資金である。	11,459,000

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
その他固定資産	什器備品	セキュリティ機器他（本部）	事業及び管理に使用している共用資産である。	581,514
		セキュリティ機器他（ハイライフ）	公益目的事業及び給付事業（他３事業）に使用している資産である。	45,689
	リース資産	PC等	事業及び管理に使用している共用資産である。	3,673,560
		福利共済システム	公益目的事業及び給付事業（他３事業）に使用しているシステムである。	9,960,192
	求償権	6件	信用保証事業(他２事業)に係る債権である。	4,290,689
	保証債務見返	8件	信用保証事業(他２事業)に係る保証債務残高である。	10,374,000
	投資有価証券	第10回 利付国債（30年）		10,085,340
		東京グリーンボンド(外貨)		46,985,000
		中央労働金庫		10,000
	長期前払費用	資産の賃借に伴って支出する費用	事業及び管理に使用している共用資産である。	737,220
資産の賃借に伴って支出する費用		公益目的事業及び給付事業（他３事業）に使用している資産である。	929,940	
固定資産合計				732,982,144
資産合計				952,498,101
(流動負債)	未払金		委託料・未払社会保険料等である。	6,960,724
		板橋区補助金返還金額	板橋区へ返還予定の補助金である。	29,095,803
	前受金	事業前受金	公益目的事業の前受金である。	3,707,000
	預り金		源泉所得税・預かり社会保険料等である。	282,112
	短期リース債務		1年内返済予定のリース債務である。	4,538,647
	未払消費税等			453,200
	流動負債合計			
(固定負債)	代位弁済支払準備金		代位弁済(他２事業)のための準備金である。	10,350,000
	求償権償却準備金	6件	求償権償却(他２事業)のための準備金である。	4,290,689
	保証債務	8件	信用保証事業(他２事業)に係る保証債務残高である。	10,374,000
	長期リース債務		1年超返済予定のリース債務である。	9,615,399
固定負債合計				34,630,088
負債合計				79,667,574
正味財産				872,830,527

令和7年5月22日

公益財団法人板橋区産業振興公社
理事長 坂本 健 様

公益財団法人板橋区産業振興公社

監 事 武 居 弘 市

監 事 亀 石 浩 司

監査結果について

本日実施した監査結果について、下記のとおり通知します。

記

1 日 時

令和7年5月22日（木）

2 監査対象

令和6年度の業務執行及び収支決算に関すること。

3 監査方法の概要

- (1) 業務監査について、業務の報告を徴取し、関連書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 会計検査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて財務諸表の正当性を検討した。

4 監査意見

- (1) 事業報告書の内容は事実であると認める。
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財政状況を正しく示していると認める。
- (3) 理事の執務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実はないと認める。

以上

事業計画・収支予算

令和7年度

令和7年度事業計画

事業名	1 中小企業及び中小企業勤労者等の調査・研究・情報発信に関する事業		
事業区分 (定款)	1号事業 調査研究、情報発信に関する事業	事業費 (予算)	13,640 千円
事業目的			
区内で事業展開する事業者や区民を対象に、産業情報を周知するとともに、国や都の調査のみでは把握が難しい板橋区域内の産業情報を収集し、地域を活性化させることを目的とする。			
(1)産業情報収集及び提供事業			13,640 千円
①産業データベースの運用事業		事業費(予算)	1,500 千円
概要	企業情報の収集及び企業検索サイト「産業データベース」を運用		
	産業データベースの運用		
②普及宣伝事業		事業費(予算)	12,140 千円
概要	中小企業の支援に関する情報及び区内企業の発信や、福利厚生事業等の普及促進を行う入会促進活動・広告掲載等を実施		
	ア. 「いたばし産業ニュース」、「サポートガイド」等の産業情報紙の発行 イ. SNSやホームページによる産業情報及び企業紹介の配信 ウ. Itabashi Quality製品展示の実施 エ. 魅力発信ガイドの作成 オ. 共済ニュース「ハイレイフいたばし」の発行 カ. 専門紙への事業紹介等による周知活動 キ. ハイレイフいたばし入会促進活動の実施 ク. 広告掲載等による普及促進活動		

事業名	2 中小企業のための経営支援事業		
事業区分 (定款)	2号事業 経営支援に関する事業	事業費 (予算)	226,617 千円
	3号事業 取引拡大・交流推進に関する事業		
	4号事業 技術開発支援に関する事業		

事業目的

区内中小事業者や創業希望者を主な対象に、専門知識の習得や助成・補助等の支援を通じて、地域産業を振興し、地域を活性化することを目的とする。

(1) ハンズオン（伴走型支援）事業 33,941 千円

① ビジネスサポート事業		事業費(予算)	32,696 千円
概要	多様な経営課題を支援するため、個別課題に応じた専門家による相談を実施する。		
	ア. 専門家派遣事業		
	イ. BCP策定支援事業		
	ウ. ビジネスチャンス開拓支援事業		
	エ. 産業デザイン支援事業		
	オ. ワンストップ相談事業		

② テクニカルサポート事業		事業費(予算)	1,245 千円
概要	技術的課題の解決を支援するため、個別課題に応じた専門家による助言を実施する。		
	ア. 産学公連携アドバイザー事業		
	イ. 医工連携アドバイザー事業		
	ウ. ソリューションスタッフ事業		

(2) 助成・補助事業 155,348 千円

① 新製品・新技術開発支援事業		事業費(予算)	21,674 千円
概要	企業の技術革新・技術開発等を支援するための助成・補助事業を実施する。		
	ア. 開発チャレンジ補助金		
	イ. 産学公連携開発支援事業助成金		
	ウ. 公設試験研究機関等利用助成金		
	エ. 医療機器製造業等登録手数料補助金		

② 持続化支援事業		事業費(予算)	39,494 千円
概要	企業の持続化を支援するための助成・補助事業を実施する。		
	魅力向上支援包括補助事業【新規】		
	ア. 人材獲得助成金		
	イ. 魅力発信助成金		
	ウ. 展示会等出展支援助成金		

③経営基盤強化支援事業		事業費(予算)	91,842 千円
概要	企業の技術革新・技術開発等を支援するための助成・補助事業を実施する。		
	ア. 権利取得補助金		
	イ. 業務効率化システム導入助成金		
	ウ. デジタル環境構築補助金		
	エ. 人財育成支援事業助成金		

④企業間連携促進事業		事業費(予算)	2,000 千円
概要	企業間の連携促進を支援するための助成・補助事業を実施する。		
要	魅力ある個店の連携支援補助金		

⑤助成・補助事業諸経費		事業費(予算)	338 千円
概要	助成補助事業の共通経費		

(3)販路開拓支援事業 37,328 千円

①連携イノベーション支援事業		事業費(予算)	2,200 千円
概要	企業間の連携を促進する事業を実施する。		
要	魅力ある個店の創出・発掘セミナー		

②専門展示会等出展事業		事業費(予算)	31,139 千円
概要	区内企業の特徴ある製品・商品・技術等を国内外に周知するために展示会等に出展する。		
	ア. ものづくり専門展示会		
	イ. 光学系展示会		
	ウ. BtoC専門展示会		
	エ. 医療系専門展示会		
	オ. 新産業分野展示会		

③商談会事業		事業費(予算)	2,715 千円
概要	区内企業を主な対象とした商談会を実施する。		
要	ものづくり企業商談会		

④交流促進事業		事業費(予算)	1,274 千円
概要	新ビジネス・イノベーション創出を支援するための交流促進事業を実施する。		
要	交流会事業		

事業名	3 中小企業及び中小企業勤労者等の人材確保・育成に関する事業		
事業区分 (定款)	5号事業 人材の確保・育成に関する事業	事業費 (予算)	3,854 千円
事業目的			
区内在住・在勤・在学の勤労者や経営者等を対象とした人材育成や中小企業の課題解決等を支援する事業を実施する。			
(1)人材確保・育成支援事業			3,854 千円
①創業支援事業		事業費(予算)	1,312 千円
概	区内で創業予定または創業間もない事業者を対象としたセミナーを実施する。		
要	実践型創業マスタースクール		
②勤労者能力開発事業		事業費(予算)	1,776 千円
概要	区内在住・在勤・在学の勤労者等を対象としたキャリアアップ講座を実施する。		
	ア. 宅地建物取引士講座		
	イ. ファイナンシャルプランナー 3 級講座		
	ウ. 日商簿記 3 級講座		
	エ. ITパスポート講座		
③ビジネスセミナー		事業費(予算)	766 千円
概	中小企業の課題解決等を支援するセミナーや講座を実施する。		
要	各種セミナー		

事業名	4 中小企業勤労者等のための勤労者福祉増進事業		
事業区分 (定款)	6号事業 勤労者福祉の増進に関する事業	事業費 (予算)	71,472 千円
事業目的			
区内在住・在勤の勤労者等の経営基盤の確立・生活安定の支援を目的とし、低利な融資斡旋事業や指定店事業を実施する。			
(1)勤労者福利共済事業			62,472 千円
①生活安定事業		事業費(予算)	0 千円
概要	勤労者の福利厚生を目的とした各種事業を実施する。		
	ア. 融資斡旋事業		
	イ. 指定店事業		

②健康維持増進事業		事業費(予算)	2,395 千円
概	健康増進を目的とした各種事業を実施する。		
要	健康・スポーツ施設利用事業		

③余暇活動に関する事業		事業費(予算)	60,077 千円
概要	余暇活動を推進する各種事業を実施する。		
	ア. 自己啓発事業		
	イ. 宿泊施設利用事業		
	ウ. 文化教養活動事業		
	エ. 遊園施設等利用事業		
	オ. チケット割引斡旋事業		
	カ. レクリエーション事業		

(2)給付事業 9,000 千円

①給付事業		事業費(予算)	9,000 千円
概	生活安定事業の一環として慶弔給付金等を支給する。		
要	各種祝い金等		

事業名	5 信用保証に関する事業		
事業区分 (定款)	7号事業 信用保証に関する事業	事業費 (予算)	3,655 千円
事業目的			
平成16年3月まで実施していた板橋区斡旋の融資に対する信用保証について、債務保証等を行うことで中小企業の支援を行う。			
(1)信用保証事業			3,655 千円
概要	①信用保証	事業費(予算)	3,655 千円
	中小企業融資の保証債務及び求償権債権の管理を行う。		
	ア. 求償権債権等の回収業務		
	イ. 信用保証条件の変更・保証債務の代位弁済		

事業名	6 他法人等から受託する事業		
事業区分 (定款)	8号事業 他法人等から受託する事業	事業費 (予算)	10,023 千円
事業目的			
勤労者福利厚生事業の受付業務と区立ハイレイフプラザの貸館手続業務を併せて実施することで業務の効率化を図る。			
(1)板橋区立ハイレイフプラザの受付受託事業			10,023 千円
概要	①窓口業務	事業費(予算)	10,023 千円
	産業活動を担う勤労者の福利向上に寄与するため施設の管理運営を行う。		
	窓口受託事業		

事業名	7 その他公社の目的を達成するために必要な事業		
事業区分 (定款)	9号事業 その他必要な事業	事業費 (予算)	100 千円
事業目的			
その他必要な事業を実施することで、地域産業の活性化に寄与する。			
(1)他団体主催事業への後援・協賛			100 千円
概要	①他団体への協力	事業費(予算)	100 千円
	区内産業団体等の主催事業に協力し、事業目的の達成を側面支援する。		
	各種事業後援等		

収支予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	9,709,000	9,146,000	563,000
基本財産受取利息	9,709,000	9,146,000	563,000
特定資産運用益	10,000	10,000	0
特定資産受取利息	10,000	10,000	0
事業収益	92,877,000	99,295,000	△ 6,418,000
受取入会金	90,000	90,000	0
受取会費	34,650,000	37,650,000	△ 3,000,000
ハンズオン（伴走型支援）事業収益	100,000	100,000	0
販路開拓支援事業収益	6,526,000	6,362,000	164,000
人材確保・育成支援事業収益	3,280,000	3,200,000	80,000
福利厚生事業収益	36,163,000	40,324,000	△ 4,161,000
受託事業収益	9,573,000	9,074,000	499,000
信用保証料収益	84,000	84,000	0
求償権回収収益	825,000	825,000	0
求償権償却準備金戻入益	586,000	586,000	0
代位弁済支払準備金戻入益	1,000,000	1,000,000	0
受取補助金等	313,505,000	255,550,000	57,955,000
受取補助金	313,505,000	255,550,000	57,955,000
受取寄付金	3,000	3,000	0
受取寄付金	3,000	3,000	0
雑収益	3,304,000	3,304,000	0
受取利息	1,774,000	1,774,000	0
雑収益	1,530,000	1,530,000	0
経常収益計	419,408,000	367,308,000	52,100,000
(2) 経常費用			
事業費	418,806,710	362,523,890	56,282,820
給料手当	49,236,900	45,975,900	3,261,000
退職給付費用	646,800	559,400	87,400
福利厚生費	17,362,430	17,052,700	309,730
会議費	28,000	28,000	0
旅費交通費	2,567,900	2,558,800	9,100
通信運搬費	3,905,560	3,949,550	△ 43,990
減価償却費	4,418,420	4,417,590	830
備品費	268,000	270,000	△ 2,000
消耗品費	1,532,400	1,471,500	60,900
印刷製本費	3,046,400	3,006,400	40,000

(単位：円)

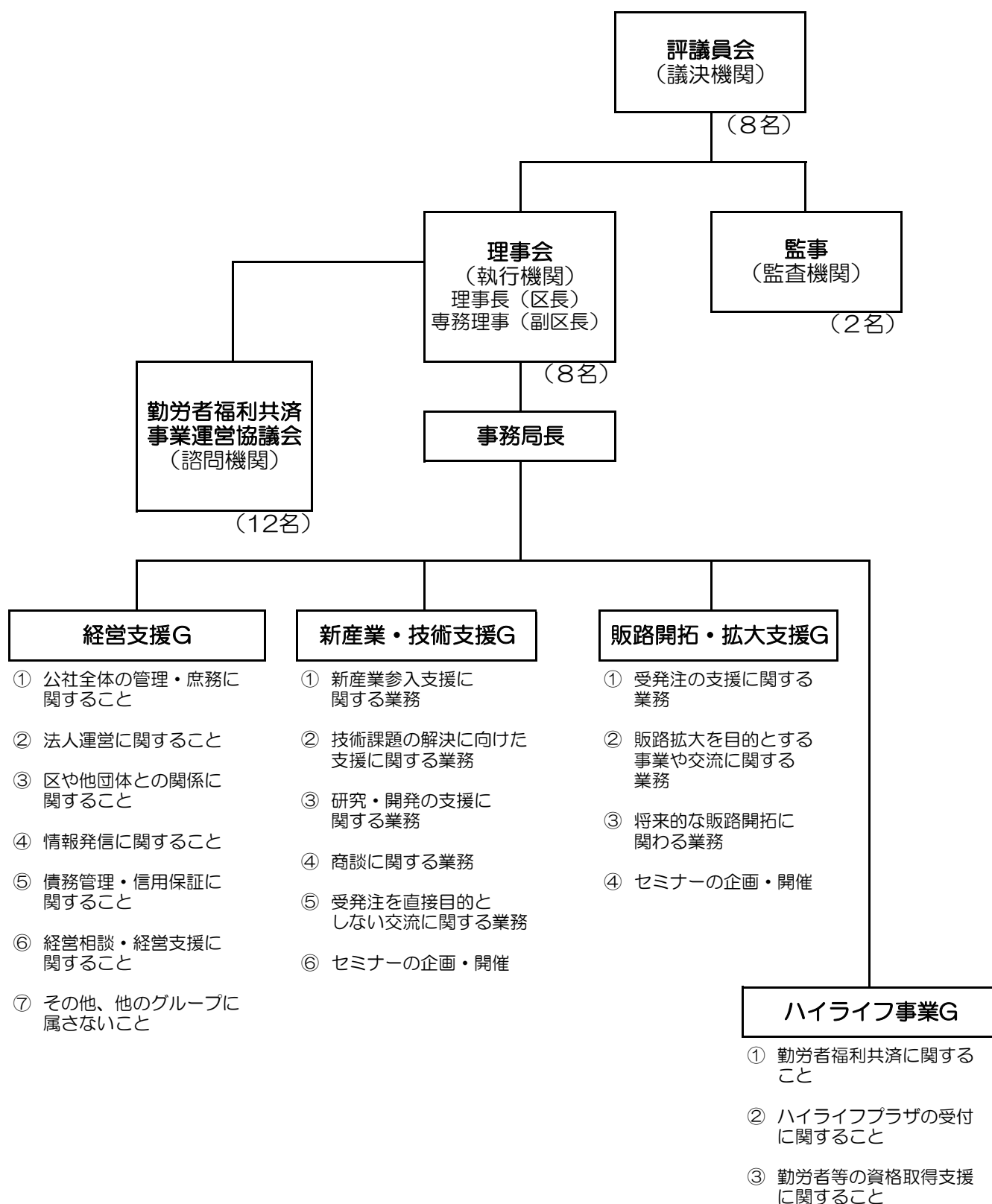
科 目	当年度	前年度	増減
賃借料	1,775,240	1,947,950	△ 172,710
諸謝金	3,245,000	2,747,000	498,000
租税公課	900,000	900,000	0
支払負担金	16,474,000	15,693,000	781,000
支払助成金	144,400,000	97,400,000	47,000,000
委託費	76,250,560	75,012,900	1,237,660
新聞図書費	141,000	176,000	△ 35,000
支払手数料	1,145,560	1,150,900	△ 5,340
広報費	19,201,840	8,706,000	10,495,840
主催事業費	62,472,000	69,635,000	△ 7,163,000
給付金	9,000,000	9,000,000	0
求償権回収金支払費用	1,000	1,000	0
信用保証料返戻費用	1,000	1,000	0
支払利息	206,520	283,950	△ 77,430
雑費	580,180	579,350	830
管理費	19,633,290	15,768,110	3,865,180
役員報酬	350,000	350,000	0
給料手当	7,230,100	5,874,100	1,356,000
退職給付費用	169,200	129,600	39,600
福利厚生費	2,579,570	2,490,300	89,270
研修費	200,000	200,000	0
会議費	60,000	60,000	0
旅費交通費	304,100	259,200	44,900
通信運搬費	105,440	90,450	14,990
減価償却費	216,580	216,410	170
備品費	32,000	30,000	2,000
消耗品費	65,600	61,500	4,100
印刷製本費	29,600	27,600	2,000
賃借料	1,614,760	1,377,050	237,710
保険料	167,000	166,000	1,000
諸謝金	30,000	30,000	0
租税公課	40,000	40,000	0
支払負担金	64,000	64,000	0
委託費	3,947,440	3,347,100	600,340
新聞図書費	132,000	132,000	0

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
支払手数料	373,440	367,100	6,340
広報費	1,848,160	378,000	1,470,160
支払利息	12,480	16,050	△ 3,570
雑費	61,820	61,650	170
経常費用計	438,440,000	378,292,000	60,148,000
当期経常増減額	△ 19,032,000	△ 10,984,000	△ 8,048,000
当期一般正味財産増減額	△ 19,032,000	△ 10,984,000	△ 8,048,000
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	3,883,600	3,658,400	225,200
基本財産受取利息	3,883,600	3,658,400	225,200
一般正味財産への振替額	△ 3,883,600	△ 3,658,400	△ 225,200
一般正味財産への振替額	△ 3,883,600	△ 3,658,400	△ 225,200
当期指定正味財産増減額	0	0	0

資 料

公社組織図及び事務分掌



公益財団法人板橋区産業振興公社理事・監事名簿

令和 7 年 6 月 26 日現在

役 職	氏 名	備 考
理事長	(理事) 坂本 健	板橋区長
専務理事	尾科善彦	板橋区副区長
理事	高林 格	一般社団法人板橋産業連合会副会長
理事	石川政和	板橋区商店街連合会副会長
理事	瓜生一仁	東京商工会議所板橋支部 副会長
理事	小川 泰	(株)日本政策金融公庫 板橋支店長兼国民生活事業統轄
理事	佐藤知正	東京大学大学院名誉教授
理事	大湊 満	元凸版印刷(株)相談役
監事	(監事) 武居弘市	公益社団法人板橋法人会副会長
監事	亀石浩司	税理士

公益財団法人板橋区産業振興公社評議員名簿

令和 7 年 6 月 27 日現在

役 職	氏 名	備 考
評議員	(産業界代表) 豊城勇一	一般社団法人板橋産業連合会会長
評議員	斉藤得弥	板橋区商店街連合会会長
評議員	岩月宏昌	東京商工会議所板橋支部会長
評議員	(金融機関代表) 二瓶克博	巣鴨信用金庫理事長
会長	(板橋区議会代表) 田中俊介	板橋区議会議長
評議員	横川隆之	板橋区議会区民環境委員会副委員長
評議員	(板橋区代表) 家田彩子	板橋区産業経済部長
評議員	藤原仙昌	板橋区産業経済部産業振興課長

公益財団法人板橋区産業振興公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人板橋区産業振興公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都板橋区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、板橋区が産業集積地として発展を続けるために、区内事業者の継続的な経営革新の支援及び中小企業勤労者福祉の向上等を通じ、地域産業を活性化し、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 板橋区の産業振興を図るための調査研究、情報発信に関する事業
- (2) 板橋区の事業者の経営支援に関する事業
- (3) 板橋区の事業者の取引拡大・交流推進に関する事業
- (4) 板橋区の事業者の技術開発支援に関する事業
- (5) 事業者の人材の確保・育成に関する事業
- (6) 中小企業勤労者福祉の増進に関する事業
- (7) 信用保証に関する事業
- (8) 上記事業に関連する範囲で、他法人等から受託する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行なうものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、第4条に規定する事業を行なうために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(株式の議決権行使)

第6条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

(剰余金の分配)

第7条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（事業年度）

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容について報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

（評議員の定数）

第12条 この法人に評議員7名以上13名以内を置く。

2 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはな

らない。また、評議員には監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の選任及び解任）

第 13 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会で行なう。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 3 名の計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 2 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2 人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の評議員）につき 2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第 7 項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 15 条 評議員に対して、各年度の総額が 650,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行なうために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準には、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

（構成及び評議員会会長）

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会会長は、評議員の互選により定める。

3 評議員会会長は、評議員会で議長を務める。

（権限）

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事に対する報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催する他、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第 20 条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行なわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には議長及び出席した評議員の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

(評議員会の報告の省略)

第23条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第6章 役員

(役員の定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計が、理事総数（現在数）の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
（理事の職務及び権限）

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（役員の報酬等）

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行なうために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事長を理事会の議長とする。

（権限）

第32条 理事会は、次の職務を行なう。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

（招集）

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

（決議）

第34条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（報告の省略）

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告については、適用しない。

（諮問機関）

第37条 この法人に、第4条第6号の事業運営に関する諮問機関として、勤労者福利共済事業運営協議会を置く。

2 前項の協議会は、10名以上17名以内の諮問委員で構成され、理事会において選任・解任される。

3 第1項の協議会は、理事長の諮問に基づいて、第4条第6号の適切な事業運営及び改善に対し、理事長に参考意見を提出する。

4 第1項の議事の運営の細則及び諮問委員への報酬等は、理事会において定める。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 13 条についても適用する。

（解散）

第 39 条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能
その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定取り消しに伴う贈与）

第 40 条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 41 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 42 条 この法人の公告は電子公告とする。

2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 事務局

（事務局）

第 43 条 この法人に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の承認を得て理事長が任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及びその他必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

第 11 章 補則

（委任）

第 44 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行なったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、坂本健とする。

公益財団法人板橋区産業振興公社

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人板橋区産業振興公社（以下、「公社」という。）の役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員 理事及び監事をいう。
- （2）役員等 理事、監事及び評議員をいう。
- （3）常勤理事 理事のうち、公社に常時勤務する者をいう。なお、常時勤務とは週4日以上公社で勤務する者とする。
- （4）非常勤役員等 役員等のうち、常勤理事以外の者をいう。
- （5）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （6）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 役員等に対しては、この規程の定めるところにより、役員等の職務執行の対価として、報酬等を支給する。ただし、板橋区及び板橋区の出資する団体に勤務し、報酬等を支給される役員等に対しては、報酬等及び第5条に定める手当を支給しない。

（報酬表）

第4条 報酬は、別表第1及び別表第2に定める報酬表による。ただし、監事が決算にかかる監査の業務に従事するときは、別表第3を上限として適用するものとする。

（報酬等の支払）

第5条 報酬等は、現金で直接役員等に支払うものとする。ただし、役員等から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

2 前項の報酬等の支払の際、法令及び法令の規定に基づく協約又は協定により報酬等から控除する金額があるときは、理事長はこれを控除して支払うことができる。

（報酬等の支給日）

第6条 常勤理事の報酬等（期末手当を除く。）及び費用の支給日は、毎月15日とする。ただし、15日が、日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第 178 号)に定める休日をいう。以下この項において同じ。)に当たるときは、15 日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、災害その他の事由により前項の支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(期末手当)

第7条 常勤理事には、期末手当を支給する。

2 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下本条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する常勤理事に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した役員等についてもまた同様とする。期末手当の支給日は、基準日が3月1日のものは3月15日、6月1日のものは6月30日、12月1日のものは12月10日とする。

3 前項に定める支給日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、第6条第1項ただし書きの例による。

4 期末手当の額は、役員等の報酬等月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額とする。

(旅費)

第8条 役員等が出張するときは、旅費を支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる常勤理事に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」とう。)を負担することを常例とする常勤理事(交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると理事長が認める常勤理事以外の常勤理事であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

(2) 通勤のために自転車その他の交通の用具で理事長が定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする常勤理事((自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める常勤理事以外の常勤理事であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる常勤理事を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする常勤理事(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める常勤理事以外の役員等であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる役員等の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前号第1号に掲げる常勤理事 理事長が定めるところにより算出したその者の支給対象期間(6箇月を超えない範囲内で理事長が定める期間をいう。以下同じ。)の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数(以下「支給月数」という。)で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる役員等 別表第4に掲げる役員等の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) 前項第3号に掲げる役員等 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額(その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当を支給される役員等につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該役員等に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(非常勤役員等)

第10条 非常勤役員等に対する報酬及び旅費は、職務遂行の都度、現金(振込)により支給する。

附 則

1 この規程は、公益財団法人板橋区産業振興公社の移行登記日から施行する。

別表第1

適用者	報酬月額
常勤理事	420,500 円

別表第2

適用者	報酬日額
非常勤理事	10,000 円
非常勤監事	10,000 円
評議員	10,000 円

別表第3

適用者	報酬額
非常勤監事	監査業務 1 回あたり 50,000 円

別表第4

自転車等を使用する役員の通勤手当月額表

職員の区分	1	2 以外の職員	2 身体に障がいをもつ職員で理事長により通勤が困難であると認められるもの
自転車等の片道の使用距離の区分			
5キロメートル未満		2,600 円	3,900 円
5キロメートル以上 10キロメートル未満		3,000 円	5,300 円
10キロメートル以上 15キロメートル未満		5,000 円	8,100 円
15キロメートル以上 20キロメートル未満		7,000 円	10,900 円
20キロメートル以上 25キロメートル未満		9,000 円	13,700 円
25キロメートル以上 30キロメートル未満		11,000 円	16,500 円
30キロメートル以上 35キロメートル未満		11,000 円	19,300 円
35キロメートル以上 40キロメートル未満		13,000 円	22,100 円
40キロメートル以上		13,000 円	24,900 円

令和6年度のトピックス

DX 推進工場見学交流会

積極的に DX に取り組む企業・工場を視察した。
新たな知識や技術を得るとともに交流の場を通じて多様な企業と出会い交流することができた。



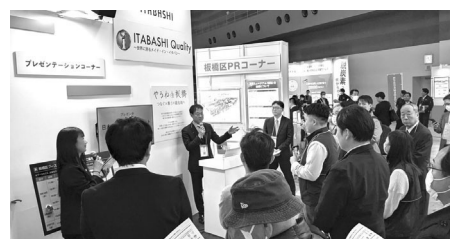
やるね板橋 DX

魅力発信ガイド「やるね板橋」の制作や特集記事の取材を行い WEB サイトのリリースや冊子の制作を行った。



脱炭素経営 EXPO 春

カーボンニュートラル専門展示会のブース内に新たにプレゼンテーションコーナーを設置し、出展各社が自社製品・技術の PR を行った。



公 社 沿 革

1977 年度 (昭和 52 年度)	・ 区内中小企業の振興と育成を目的として財団法人板橋区中小企業振興公社設立
1985 年度 (昭和 60 年度)	・ 区内中小企業の魅力ある職場作りの一助としてハイレイフ勤労者福利共済制度開始
2003 年度 (平成 15 年度)	・ 信用保証事業の新規受付業務終了 【参考】保証実績 31,768 件 保証金額 113,360,400 千円 ※ 昭和 52 年度から平成 16 年度実績
2012 年度 (平成 24 年度)	・ 事務所移転 板橋区板橋2丁目66番1号から板橋区板橋2丁目65番6号
2012 年度 (平成 24 年度)	・ 産業見本市、優良事業顕彰事業等、区からの大幅な事務移管
	・ 公益財団法人として認定
	・ 板橋区中小企業振興公社から板橋区産業振興公社に名称変更
2022 年度 (令和 4 年度)	・ 公益認定変更届出
	・ 個店支援分野の追加、産業見本市、優良事業顕彰事業等の区への移管



ITABASHI Quality®

～世界に誇るメイド・イン・イタバシ～

公益財団法人 板橋区産業振興公社

〒173-0004 東京都板橋区板橋二丁目 65 番 6 号

TEL 3579-2175 FAX 3963-6441